

第二十三条の五（第二項）

**一級**  
二級  
木造 建築士事務所登録変更届

次のとおり所属建築士に変更がありましたので建築士法第23条の5の規定により届け出ます。

令和〇年〇月〇日

届出人 登録番号 鳥取県知事登録第 05-〇〇〇〇号  
登録年月日 令和5年〇月〇日  
開設者(代表者)所在地 〒680-8570 鳥取市東町1丁目〇〇番地  
氏名(登録申請者) 株式会社鳥取建築設計事務所  
代表取締役 鳥取一郎

鳥取県指定事務所登録機関  
(一社) 鳥取県建築士事務所協会会長 様

記

開設者が法人の場合は、  
事務所名ではなく  
法人名・代表者名を記入。

フリ 氏	がな 名	一級建築士、 二級建築士又 は木造建築士 の別	登録番号	登録を受けた 都道府県名 (二級建築士 又は木造建 築士の場合)	構造設計一級 建築士又は設 備設計一級建 築士である場 合にあつては、 その旨	構造設計一級 建築士証又は 設備設計一級 建築士証の 交付番号
いな	ぼごろう	一級建築士	34567			
(R05.4.30 退社)						
いわ	みごろう	二級建築士	23456	鳥取県		
(R05.5.1 入社)						

追加登録、登録削除となった  
日にちを名前の下に記入。

## 記入注意

変更届・・・所属建築士に変更のあった場合は、開設者は3カ月以内に知事に届け出るようになっていいます。(建築士法第23条の5)

- ① 日付は、届出年月日を記入してください。
- ② 届出人は、登録における登録申請者名（法人にあってはその代表者の氏名）を記入してください。
- ③ 変更のあった建築士のみ記入してください。
- ④ 所属建築士の建築士法第22条の2に基づく定期講習の修了証（写し）を添えてください。